

軽微な移動の考え方について（バス）

- ▶ 緊急通行車両等、他の車両の通行の妨げを回避するなど、運行計画上予定していた位置で駐車又は停車しているときに軽微な移動を行う必要がある場合には、記録が認められる場合に限り、一の連続運転時間当たり30分を限度として連続運転時間から除くことができるのこととする。

※「連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中止をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、4時間を超えないものとする。」（改善基準告示第4条第1項第5号、第5条第1項第5号）

運行計画	運転	中断		運転	中断				
2時間	12分	6分	2分	1時間半	15分	10分	8分	14分	10分
現行	運転	中断	運転	中断（※）	運転	中断	運転	中断（※）	運転 違反
見直し後	運転	中断	運転 (軽微な移動)	中断（※）	運転	中断	運転 (軽微な移動)	中断（※）	運転 (軽微な移動) A

（※）10分未満の場合は、連続運転における「運転の中止」にカウントされない。

考え方

- ・ いったん駐車又は停車した状態から移動を開始する場合に限る。
- ・ 一の連続運転時間（運転を開始してから、合計30分以上の「運転の中止」により連続運転時間が終了するまでの間をいう。以下同じ。）当たり合計30分までとし、一回当たりの下限時間は設けない。
- ・ 一の連続運転時間につき、「軽微な移動」が合計30分を超えた場合は、超過分の時間（上記図のA）は通常通り連続運転時間として合算される。
- ・ 連続運転時間からは除外できるが、労働時間には該当し、拘束時間及び運転時間の規制の適用に当たっては除外されない。
- ・ 合計30分以上の「運転の中止」により連続運転時間がリセットされた場合は、「軽微な移動」も新たにカウントが開始されることとなる。